

# 和木町第5次総合計画

## 後期基本計画

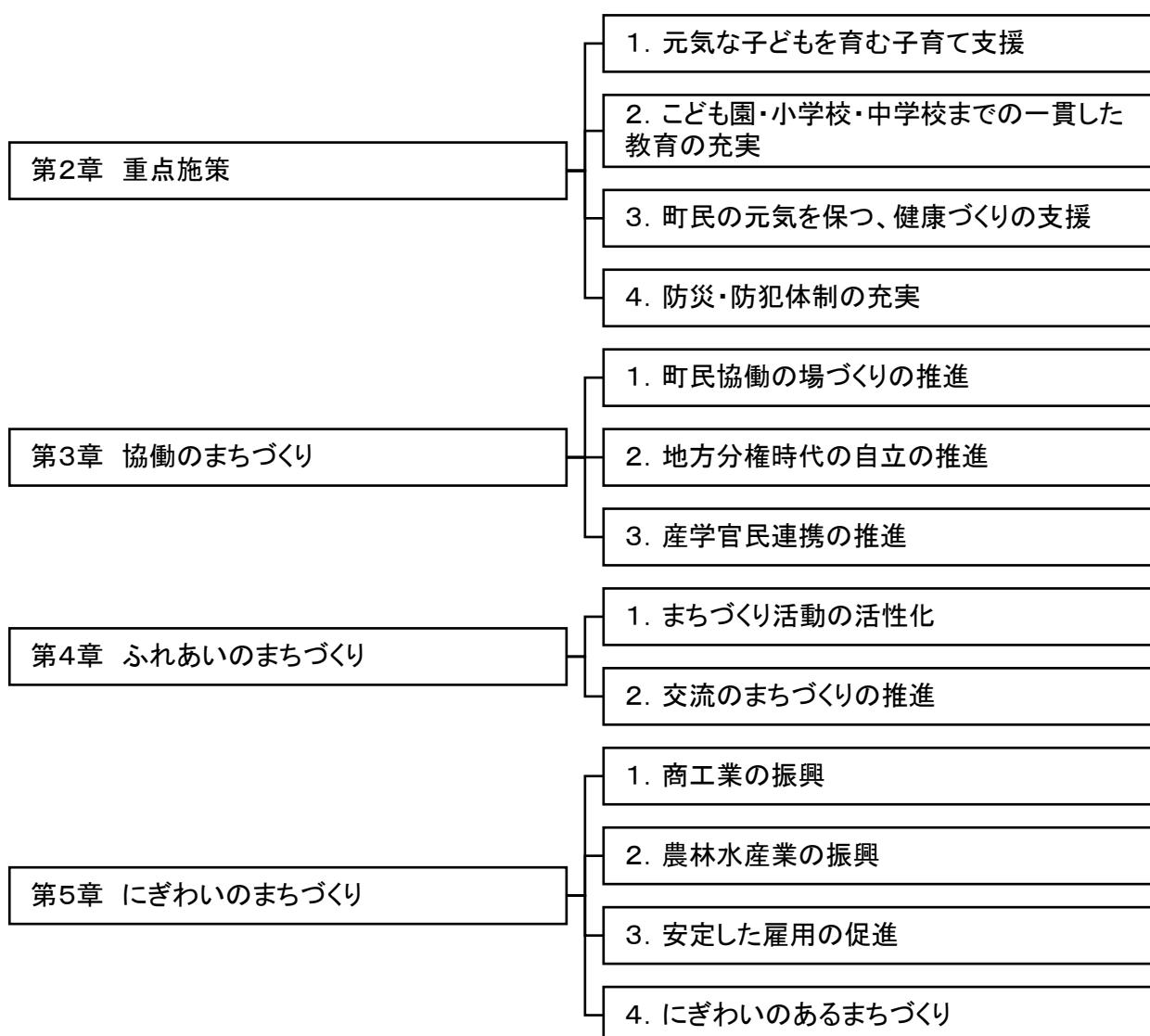
令和3年3月

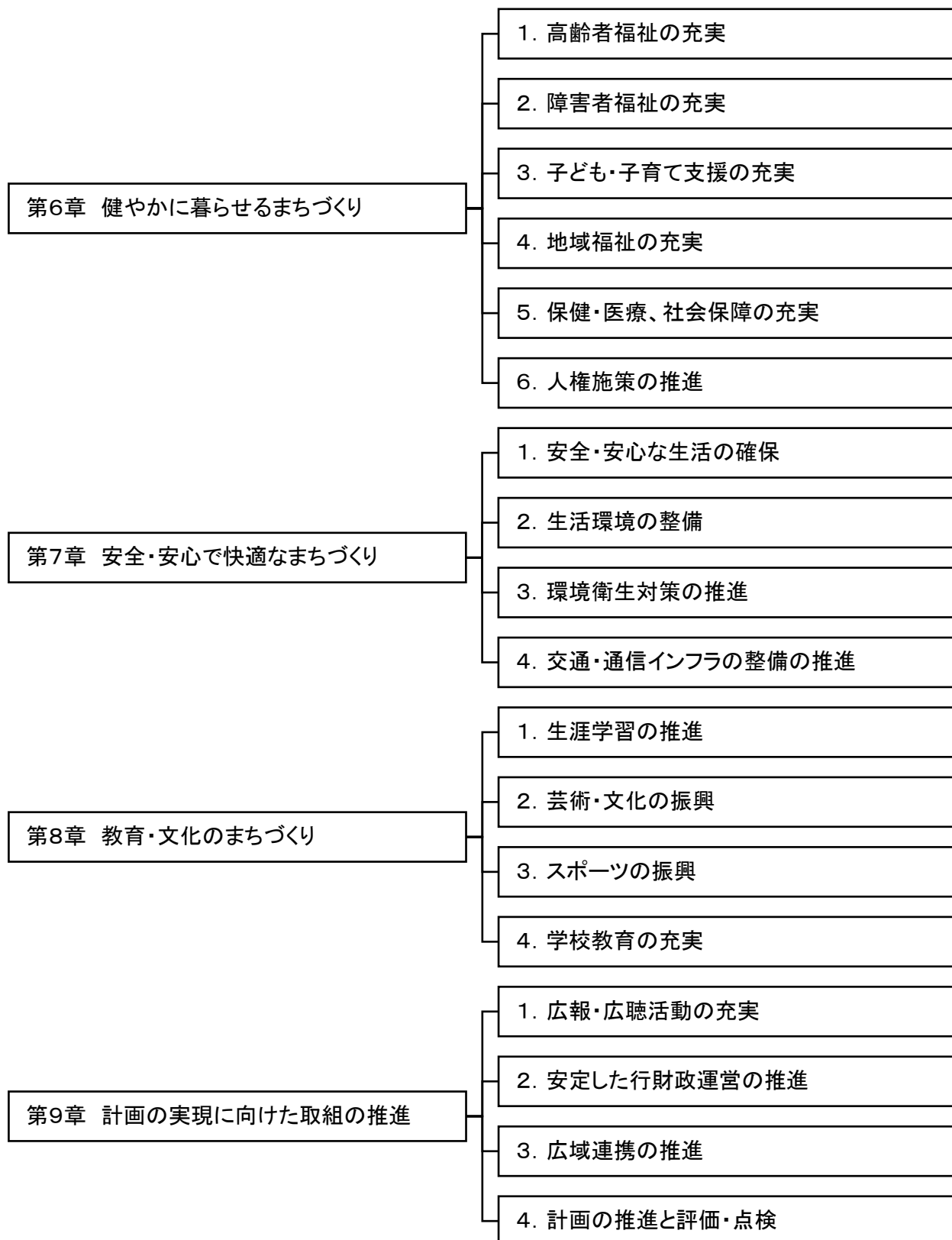
## 目次

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| 重点施策・6つのまちづくりの構成.....            | 2  |
| まちづくりの基本目標.....                  | 4  |
| 第1章 後期基本計画の位置付け.....             | 4  |
| 第2章 重点施策.....                    | 4  |
| 1. 元気な子どもを育む子育て支援.....           | 4  |
| 2. こども園・小学校・中学校までの一貫した教育の充実..... | 5  |
| 3. 町民の元気を保つ、健康づくりの支援.....        | 5  |
| 4. 防災・防犯体制の充実.....               | 5  |
| 第3章 協働のまちづくり.....                | 6  |
| 1. 町民協働の場づくりの推進.....             | 6  |
| 2. 地方分権時代の自立の推進.....             | 6  |
| 3. 産学官民連携の推進.....                | 7  |
| 第4章 ふれあいのまちづくり.....              | 7  |
| 1. まちづくり活動の活性化.....              | 7  |
| 2. 交流のまちづくりの推進.....              | 8  |
| 第5章 にぎわいのまちづくり.....              | 10 |
| 1. 商工業の振興.....                   | 10 |
| 2. 農林水産業の振興.....                 | 11 |
| 3. 安定した雇用の促進.....                | 12 |
| 4. にぎわいのあるまちづくり.....             | 13 |
| 第6章 健やかに暮らせるまちづくり.....           | 13 |
| 1. 高齢者福祉の充実.....                 | 13 |
| 2. 障害者福祉の充実.....                 | 15 |
| 3. 子ども・子育て支援の充実.....             | 16 |
| 4. 地域福祉の充実.....                  | 17 |
| 5. 保健・医療、社会保障の充実.....            | 18 |
| 6. 人権施策の推進.....                  | 20 |
| 第7章 安全・安心で快適なまちづくり.....          | 21 |
| 1. 安全・安心な生活の確保.....              | 21 |
| 2. 生活環境の整備.....                  | 23 |
| 3. 環境衛生対策の推進.....                | 25 |
| 4. 交通・通信インフラの整備の推進.....          | 26 |
| 第8章 教育・文化のまちづくり.....             | 27 |

|                                 |           |
|---------------------------------|-----------|
| 1. 生涯学習の推進.....                 | 27        |
| 2. 芸術・文化の振興.....                | 29        |
| 3. スポーツの振興.....                 | 30        |
| 4. 学校教育の充実.....                 | 31        |
| <b>第9章 計画の実現に向けた取組の推進 .....</b> | <b>33</b> |
| 1. 広報・広聴活動の充実 .....             | 33        |
| 2. 安定した行財政運営の推進.....            | 34        |
| 3. 広域行政の推進.....                 | 35        |
| 4. 計画の推進と評価・点検 .....            | 35        |

## 重点施策・6つのまちづくりの構成





# まちづくりの基本目標

まちの将来像を実現するために、6つの柱を基本目標に定め、施策を体系化し、諸施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

また、まちの将来像の実現にあたっては、持続可能な開発目標(SDGs)に共感し、将来世代が希望を持ち続けることができる持続可能なまちづくりを進めていきます。

## 第1章 後期基本計画の位置付け

### 1. 計画策定の趣旨

本町では、平成28年3月に和木町第5次総合計画を策定し、基本構想において、本町の将来像を「緑の風薫る文化のまち和木町」と定め、また、本計画期間でめざす目標を「あいさつと笑顔あふれるまち」とし、その実現に向け計画的にまちづくりを進めてきました。この将来像を実現するため、町民憲章の理念に基づき6つの柱を基本目標に掲げ、諸施策に取り組んでいるところです。

基本構想は、本町の将来像、まちづくりの基本目標、人口目標等、新しいまちづくりの基本方針を示したもので、その実現に向けての施策の大綱と基本戦略を明示し、基本計画は、基本構想に基づき、本町が推進しようとする諸施策及び整備事業を体系的に明らかにするものです。

基本構想は、平成28年度(2016年度)を初年度とし、令和7年度(2025年度)を目標年度とする10か年計画です。基本計画は、前期基本計画が平成28年度(2016年度)を初年度とする5か年計画であり、令和2年度(2020年度)をもって期間終了となるため、令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)の5年間を期間とする後期基本計画を策定します。

なお、後期基本計画の策定にあたっては、第2期和木町まち・ひと・しごと創生総合戦略との整合性を図り、地域の特色を最大限に活かしたまちづくりを展開していきます。

#### 【新型コロナウイルス感染症への対応】

令和2年1月より、新型コロナウイルス感染症が全国的に拡大し、感染症拡大防止の観点から町内の各種行事やイベントの中止、外出自粛等が加速するなど、町政や教育、スポーツ・文化・芸術活動、商工観光、町民の日常生活等に甚大な影響を及ぼしました。今後も、感染症の拡大防止体制の充実を図り、町民生活や雇用対策等の支援を引き続き実施するとともに、地域のにぎわい創出の仕組みや地域特性を活かしたコロナに強い新しい生活様式に対応するための環境整備等に取り組んでいきます。

なお、新型感染症発生時には、根拠法である新型インフルエンザ等特別措置法に基づき設置される、国及び県対策本部の方針を踏まえ、和木町新型インフルエンザ等対策行動計画に従い町対策本部を設置し、対策を講じて町民の健康の保持に努めます。新型コロナウイルス感染症を教訓に、今後も新型感染症の発生を前提として、保健相談センターを拠点とし感染対策の普及啓発と感染症対策物品の備蓄に取り組みます。

## 第2章 重点施策

### 1. 元気な子どもを育む子育て支援

少子高齢化の進む中、今後のまちを担うのは子どもたちです。未来の人材を地域ぐるみ、まちぐるみで育てるため、教育、保健福祉、町民サービスが一体となった子育て支援の体制づくりに取り組みます。

町の子育ての拠点となり元気な子どもを育む子育て支援の一端を担う施設として、平成31年4月に幼保連携型認定こども園「和木こども園」を開設しました。

様々な子育て支援の連携と継続性の強化を図り、乳幼児から中学生までの子ども・子育て支援策を統一的に捉え、和木町独自の子育て支援、教育を推進します。

## 2. こども園・小学校・中学校までの一貫した教育の充実

本町はこども園、小学校、中学校がそれぞれ1施設であり、こども園の開設により、0歳から15歳まで【こども園から中学校まで】の一貫した教育の推進を図ることができるようになりました。

また、ICT社会に対応できる人材の育成に向けた教職員研修の充実、国際的に活躍できる人材の育成に向け、ALTや国際交流支援員を活用した英語教育の強化等、これからの時代に活躍できる教育を推進します。

## 3. 町民の元気を保つ、健康づくりの支援

全ての町民が、住み慣れた地域でいつまでもいきいきと暮らすためには、心と体の元気（健康）を保つことが一番の近道です。

生活習慣病や介護が必要な状態にならないため、また、日々の活動を充実したものにするため、体力の向上を図る機会を増やすための支援を行います。

令和元年度から『3つのあ』プロジェクトを始動し、「①あしゆび体操（足指体操）」、「②あいうべ体操（口腔体操）」、「③あるこう運動（ウォーキングの推進）」を普及・推進し、いつまでも自分で歩いて、口から食べられる体づくりをめざします。和木学園（みんなが生徒、みんなが先生）構想に沿って『3つのあ』プロジェクトを周知することで、セルフケアの浸透を図ります。

また、小瀬川護岸を「健康増進エリア」と位置付け、河川管理道路（遊歩道）をウォーキングなどの健康づくりの場や憩いの場として活用し、町民の健診受診率の向上、介護予防事業の充実等に取り組めます。

## 4. 防災・防犯体制の充実

平成24年4月に三井化学株式会社岩国大竹工場で発生したプラント爆発事故を教訓とし、企業、関係機関と連携した町民への広報、避難計画の充実、平成26年8月6日の岩国和木豪雨災害による浸水や土砂崩れの対応への反省点を検証するとともに、町の特性を踏まえた防災・減災対策に取り組んできました。また、南海トラフ地震を起因とする地震、津波や近年の地球温暖化が原因とされる全国的に多発する暴風、豪雨災害への対応とともに、全国的に拡大した新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、災害時の感染症対策を含めた新たな防災・減災対策のあり方について検討・改善に努めているところです。

こうしたコンビナート災害、自然災害への対応と感染症対策を踏まえ、災害対策本部の運営要領、役割分担の見直し、庁内各部署の連携の強化とともに、職員の専門能力の発揮、防災担当職員の育成、資質の向上に努めます。

引き続き、関係機関との協力・支援関係を強化するとともに、共助の主体である各地区の自主防災組織の充実、自助として特に町民の率先避難への啓発に努め、実効性のある「災害に強いまちづくり」の実現に努めます。

また、近年の消費者被害、特殊詐欺等、主に高齢者を狙った犯罪の増加をはじめ、高齢者が関係する交通事故の被害や加害の増加等、地域の安全を守るための協力や安全意識の醸成が重要となっており、町民全体で暮らしの安全を守る仕組みづくりに取り組みます。

## 第3章 協働のまちづくり

### 1. 町民協働の場づくりの推進

#### めざす方向

町民や各種団体と行政が対話を通して協力・連携し、地域課題の共有及び解決に向けた取組みを推進します。

#### 主な取組み・主な事業

##### (1) 町民との対話の充実

###### ① 町民との対話の充実

- 自治会長との行政懇談会を開催し、町民との対話の場を充実させます。
- 町民主体のまちづくりを進めるため、町民アンケート調査の実施やパブリック・コメントなどの制度充実を図るなど、町政への参画機会を提供し、町民が主体的に参加しやすい環境づくりを行います。

###### ② 情報公開制度の充実

- 町の保有する情報を適正に公開し、町民の理解と信頼を深め町政への参加促進を図り、開かれた町行政を推進します。
- 個人情報等がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮を図り、町民との信頼関係を築けるよう努めます。

### 2. 地方分権時代の自立の推進

#### めざす方向

町全体を活性化し、将来にわたって持続的に発展させていくため、町民一人ひとりが自治会活動や和木学園構想等、幅広い施策に関心を持ち、町民だれもが積極的に参画できるよう取組みを推進するとともに、地域で協力し、町民同士が連帯感を深められるよう、体制整備や町民の意識改革に努めます。

#### 主な取組み・主な事業

##### (1) 町民や各種団体の主体性の確立

###### ① 町民や各団体の自立の推進

- 地域で活動する個人、団体、組織等が自立を基本とした活動を行うことで、自分たちのできることは自分たちで行う町民主体のまちづくりを推進します。

###### ② 町民と共に創るまちづくり

- 地域で活動しているコミュニティ団体が連携をとり、多くの町民が参加・協力できる体制づくりに努めます。

### 3. 産学官民連携の推進

#### めざす方向

町民や各種団体、企業、学校、行政が様々な場で連携が図られるよう、対話の場の充実、各種事業への参加の促進等を通じて、まちづくりにおける産学官民の連携強化に努めます。

#### 主な取り組み・主な事業

##### (1) 産学官民協力の促進

###### ①地域に密着した企業との連携

- 町内の企業や事業者との連携強化を図り、本町の特色を生かしたまちづくりを推進するよう努めます。

###### ②企業参加の促進

- 企業や団体に対し、行政が行う事業・イベントなどへの積極的な参加、協力等を依頼します。

###### ③対話の場の拡充

- 行政と企業、団体、大学等が今まで以上に協力体制を強化することで、まちづくりを効果的に推進し、町施策に対する意見交換の場、共同研究の場の拡充を図ります。

#### [めざす姿]

| 目標指標                | 現状 | 目標・目標値 | 基準       |
|---------------------|----|--------|----------|
| 町全体の「協働・コミュニティ」の満足度 | －  | 30%    | 町民アンケート  |
| 町民懇談会開催回数           | 5回 | 10回    | 各種団体懇談会等 |

## 第4章 ふれあいのまちづくり

### 1. まちづくり活動の活性化

#### めざす方向

「元気な和木町」を創り上げるため、地域活動の活性化を推進していくとともに、まちの魅力や特色を町内外に発信することで、和木町に関心を持つ関係人口や交流人口の増加につながる機会の充実を図ります。

#### 主な取り組み・主な事業

##### (1) まちづくりの推進体制の整備

###### ①まちづくり意識の啓発

- 「自らの地域は自らが創る」という意識を町民一人ひとりが高めるとともに、町民、各種団体、自治会、行政、企業がそれぞれの役割のもと、まちづくり活動を推進します。

## ②自治意識の高揚

- 自治会の自主的活動を支援し、自治意識の高揚に努めます。
- 地域の公共施設等を町民だれもが活用できる場として提供し、地域コミュニティの充実・強化に努めます。

## ③まちづくりリーダーの育成

- まちづくり活動を主導し、自治会活動、コミュニティ活動を活性化させる若いリーダーを発掘するとともに、その育成に努めます。

## ④ふるさとを愛する意識の醸成

- 学校、地域、行政が連携し、幼少期から各種イベントや活動において町民とふれあう機会やふるさと和木町のことを学ぶ機会を増やすため、「地域協育ネット」等の活用により多様な取り組みを推進します。

## ⑤まちづくり組織の充実

- 各団体の活動の活性化を促進し、まちづくりを総合的に取り組む組織を育成するなど、まちづくり推進体制の充実を図ります。
- 多様化する生活スタイルに合わせた地域活動や新たなコミュニティの在り方を検討するなど、コミュニティ意識の醸成を図ります。

# (2) イメージアップの推進

## ①イメージアップ活動の展開

- 若年層の定住促進を図るため、各種媒体等による情報発信の充実を図るとともに、地域おこし協力隊等の活用を通じたイメージアップ活動を展開します。

## ②地域イメージの定着化

- 本町の将来像である「緑の風薫る文化のまち」を実現するため、「あいさつと笑顔あふれるまちづくり」を推進し、和木町のキャッチフレーズ「イッツアスモール和木町」のイメージ定着化を図ります。

# 2. 交流のまちづくりの推進

## めざす方向

町民の連帯意識をさらに強め、地域への関心を高めていくため、町民相互の交流の機会を充実させるとともに、地域間交流や関係人口、交流人口の創出拡大を進めます。また、国際的に活躍できるグローバルな人材の育成を、引き続き推進していきます。

## 主な取り組み・主な事業

### (1) 町民の交流機会の充実

#### ①交流事業の推進

- 町民がふれあう機会を充実させるため、わき愛あいフェスティバル等の開催や地域振興協会主催イベントの周知を図るなど、交流事業の推進に努めます。

- 交流事業に何度でも参加したくなるよう、地域、団体等との連携のもと、内容の創意工夫に努めます。

## (2) 地域間交流の推進

### ①姉妹都市交流の推進

- 北海道恵庭市との交流が末永く発展的に継続するよう、自然、歴史、文化、産業等、多方面での姉妹都市交流を推進します。

### ②広域交流の推進

- 近隣市町や広島広域都市圏協議会と連携した広域交流を推進し、広域的な観光資源の開発や観光イベントの開催、魅力的な観光周遊ルートの開発等を推進します。

### ③交流機会の拡大

- 本町に関心のある人々に対して、ホームページやフェイスブックなどを通じて和木町の魅力をPRするとともに、交流人口や将来的な地方移住にもつながる「関係人口」の創出拡大に努めます。
- 本町に関心や愛着、本町に関わる人や和木町ファンを増やすため、公式フェイスブックの充実を図り、「いいね」数を増加します。

## (3) 国際交流の推進

### ①国際交流の推進

- こども園での国際交流支援員による国際交流支援授業や英語教室の開催、小中学校でのJETプログラムによるALT授業の実施や英語検定助成事業等により、外国語と接する機会を増やし、国際交流の基礎づくりを推進します。
- 幼児から社会人に至るまでのグローバル人材の育成に努め、国際的に活躍できる町民づくりを支援します。

### ②中学生・高校生海外派遣事業の継続

- 現在実施している、中学生・高校生海外派遣事業を継続するとともに、その成果を町民に発表する機会を設けることにより、町民の外国への理解と関心を高め、国際感覚の醸成に努めます。できるだけ多くの生徒が参加できるよう、実施方法等の検討を続けます。

### ③地域に訪れる外国人との交流

- 町民と異国文化との相互理解を深めるため、近隣自治体や国、県、関係団体等と連携して外国人との友好的な交流を推進します。

## [めざす姿]

| 目標指標            | 現状    | 目標・目標値 | 基準        |
|-----------------|-------|--------|-----------|
| 地域コミュニティの活動の満足度 | —     | 30%    | 町民アンケート   |
| ボランティア登録者数      | 354 人 | 400 人  | 社会福祉協議会登録 |
| 地域おこし協力隊員採用人数   | 1 人   | 2 人    |           |

# 第5章 にぎわいのまちづくり

## 1. 商工業の振興

### めざす方向

本町の化学工業をはじめとした製造業を振興させるため、既存企業との連携強化を図るとともに、企業誘致による新たな雇用の創出や商工会と連携した新規創業支援や事業承継等、商工業の発展・活性化に向けた支援を推進します。

また、本町の観光資源である蜂ヶ峯総合公園において、年間を通じた来場者を確保するため、地域おこし協力隊等による観光素材の開発やにぎわい創造事業による活性化を促進するとともに、周辺の有名な観光地との連携を図り、広域でのネットワーク形成をめざします。

### 主な取組み・主な事業

#### (1) 工業の振興

##### ①既存立地企業の発展

- 基幹産業である製造業や既存企業の雇用の確保・拡大や新規事業の展開、地域経済活性化に向けた支援を推進します。

##### ②地場産業の育成

- 地場産業の育成のため、融資制度を活用した支援を図るとともに、未利用地・遊休地の有効活用に向けた働きかけを行います。

##### ③工業基盤の整備

- 国、県及び関係団体との連携のもと、道路整備をはじめ橋梁整備、水源の確保等、工業基盤の整備を推進します。

##### ④新規企業の誘致促進

- 岩国錦帯橋空港からのアクセスの利便性や税の優遇措置等を積極的に活用するなど、県や関係機関との連携強化を図り、企業誘致を促進します。

#### (2) 商業・サービス業等の振興

##### ①商業の活性化

- 空き店舗の利用促進や個人の起業、事業承継、創業支援融資等により商業の活性化を推進します。
- 蜂ヶ峯総合公園に民間活力を導入し、新たなコミュニティビジネスを創造します。

##### ②小規模企業者の経営安定化と活性化

- 県や商工会、関係機関と連携をとり、経営診断、経営指導、制度融資等の活用を促進し、経営の効率化や経営基盤の強化を支援します。

##### ③特産品開発や商品のブランド化

- 地域の商工業者の団体である商工会や地域振興協会との連携、地域おこし協力隊の活用等により特産品開発や商品のブランド化を図ります。

### (3) 観光振興

#### ①観光拠点の魅力向上

- 蜂ヶ峯総合公園は、本町の観光資源として、他市町村に誇れる施設であることから、ＪＲ和木駅から蜂ヶ峯総合公園への交通体系を整備することにより、利用者の増加を図ります。
- 県東部の観光スポットとして、蜂ヶ峯総合公園の魅力を向上するため、「にぎわい創出拠点施設」を整備することにより、交流人口、関係人口の拡大を図り、にぎわいと雇用を創出します。

#### ②観光ＰＲの充実・強化

- 関係団体や近隣市町と連携し、各種メディアの活用等により、県内のみならず、広く県外にも観光客の誘致や観光ＰＲ活動の充実・強化に努めます。
- 岩国錦帯橋空港から近距離にある優位性と、山口県の東の玄関口としての立地を有効に活用し、観光客の誘致に努めます。

#### ③広域的観光ネットワークの形成

- 県や広島・宮島・岩国地方観光連絡協議会、広島広域都市圏協議会等を通じた広域ネットワークの形成を図り、広域的な観光資源の開発や蜂ヶ峯総合公園を観光ルートに組み込んだＰＲ活動を推進します。

## ２．農林水産業の振興

### めざす方向

町土の大半を山林が占めている本町において、森林のもつ多様な機能を維持するためにも、担い手の育成や関係団体との連携といった活動の強化を進めます。

また、町内の水域に漁業権を有している和木漁業協同組合及び芸防漁業協同組合と連携し、水産業の振興を図ります。

### 主な取り組み・主な事業

#### (1) 農業の振興

##### ①特色のある農業の推進

- 限られた農地の有効活用を図りつつ、地域の特色ある農業の振興を図ります。

##### ②新規就農者の確保と育成

- 広島広域都市圏で行われる新規就農者向けの研修に希望者の参加を促して新規就農者への支援を充実させるとともに、効率で安定した経営ができるよう環境整備に取り組みます。

##### ③特産品の開発

- 地場産品の活用による「まちおこし」を行うため、農林水産業者をはじめ町民、団体、企業、地域振興協会等が連携し、本町の特色を生かした特産品の開発、販売を促進します。

#### (2) 林業の振興

##### ①森林整備の推進

- 行政、町民、地元企業の協働による森づくりを進め、植林や間伐、竹林整備等の森林整備活動を協働して行います。

##### ②林道の維持管理

- 適正な森林整備の推進、森林の維持管理に必要不可欠な林道の維持管理に努めます。

#### ③特用林産物の振興

- 森林資源を有効に活用するため、栗やしいたけなどの特用林産物の振興や新たな特産品の開発により林業の振興を図ります。

- 「里山研究会」の活動を促進するため、会員の発掘等、活性化の支援と活用方策の検討を行います。

#### ④森林活用の推進

- 子どもたちの森林体験活動や竹林の活用をはじめ、緑豊かな山林を町民と都市居住者との交流の場やグリーンツーリズムなど自然に親しむ場、野外教育の場等として森林の有効活用に努めます。

### (3) 水産業の振興

#### ①小瀬川流域の水産業の振興

- 和木漁業協同組合との連携のもと、小瀬川下流に生息するアサリなどの水産資源の育成に努めるとともに、潮干狩り等で町民が海に親しむ機会を設けるよう努めます。

- 芸防漁業協同組合との連携のもと、アユの放流を継続することで小瀬川内水面の水産業の振興を図ります。

## 3. 安定した雇用の促進

### めざす方向

若者の雇用確保や女性、高齢者、障害者、離職者等、働く意欲のある人が「全員参加」できる雇用環境の整備に向け関係機関との連携を図るとともに、労働条件の改善やワーク・ライフ・バランスの実現、長時間労働の是正や残業の削減、年次有給休暇の取得促進に向けた情報提供や普及啓発を図ります。

### 主な取り組み・主な事業

#### (1) 雇用の確保と促進

##### ①雇用の安定

- 雇用の確保に向け積極的に町内企業に働きかけるとともに、企業の雇用に関する情報の収集に努めます。

##### ②高齢者、女性等の雇用確保

- 男女の雇用機会の均等や高齢者の雇用、障害者の職業能力の向上等によって、適正な労働条件による雇用の確保に努めます。

- 男女の公平な登用や高齢者の採用について、適切な指導を実施します。

#### (2) 労働環境の向上

##### ①労働環境の整備

- 勤労者のゆとりある生活を確保するため、労働条件の向上や快適な職場環境づくりなど、労働環境の整備・向上を促進します。

##### ②勤労者福祉の向上

- 県や関係団体等との連携のもと、勤労者福祉共済制度の普及や金融機関の融資制度等の認知度向上に努めるなど、勤労者福祉の向上を図ります。

### (3) 仕事と生活の調和の推進

#### ①ワーク・ライフ・バランスの推進

- 町内事業所のワーク・ライフ・バランスの取組みを推進します。

## 4. にぎわいのあるまちづくり

### めざす方向

にぎわいのあるまちを創造するため、効果的な土地利用を検討し、人々が行き交う活力あるまちづくりを推進します。また、安全で快適な市街地の整備に努めます。

### 主な取組み・主な事業

#### (1) にぎわいのある街なかの整備

##### ①総合的な土地利用

- 町内の遊休地の活用方針を策定し、総合的で効果的な土地利用を推進します。

##### ②安全で快適な市街地の整備

- 公共交通の充実と歩行者空間の確保により、安全で快適なまちづくりをめざします。
- 民間の住宅開発を促進し、良好な市街地の形成を図ります。

### [めざす姿]

| 目標指標             | 現状                  | 目標・目標値    | 基準      |
|------------------|---------------------|-----------|---------|
| 町全体の「産業の活性化」の満足度 | —                   | 16%       | 町民アンケート |
| 起業・創業者数          | 1 件<br>(令和元年度)      | 10 件      | 起業・創業者数 |
| 蜂ヶ峯総合公園の利用者数     | 130,248 人<br>(令和元年) | 160,000 人 | 施設利用者数  |

## 第 6 章 健やかに暮らせるまちづくり

### 1. 高齢者福祉の充実

### めざす方向

「和木町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、介護保険サービス、地域支援事業の充実を図るとともに、在宅介護者への支援や地域ぐるみで高齢者福祉を推進するための担い手の育成、高齢者の生きがいづくりに力を入れていきます。

## 主な取組み・主な事業

### (1) 安全・安心見守り体制の充実

#### ①安全・安心見守り体制の充実

- 民生委員・児童委員、福祉員を中心に見守りネットワークを組織し、高齢者の見守り活動が行われています。また、民間事業者と協定を締結し、見守り活動の範囲拡大を図っています。今後は、社会福祉協議会と地域包括支援センターが協力し、見守り活動模擬訓練や、見守りネットワーク会議等により取組みを強化します。また、独居高齢者と高齢者世帯のうち希望する世帯に「あんしん情報カプセル」を配布し、決められた場所に設置することで、緊急時の迅速な救急活動に役立てます。
- 令和元年7月から開始したごみ出し支援事業により、高齢者や障害者等に対する支援に加え、見守り体制の強化を図ります。

#### ②地域包括ケアシステムの構築

- 高齢者とその家族を地域全体で支えるため、地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。
- 地域包括支援センターを中心として、関係機関、医療機関、介護保険事業者、民生委員・児童委員等が連携し、高齢者がいつまでもいきいきと和木町で暮らせるシステムづくりをめざします。
- 高齢者の社会参加の促進として、生活支援コーディネーターと自治会が協働し、支え合いマップづくりを実施することで、地域課題に取り組みます。

### (2) 介護保険事業、地域支援事業の推進

#### ①介護保険の充実

- 「和木町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、事業を円滑に実施するとともにサービス利用者の自立を促し、生活の質を高め、介護サービス利用の適正化を図ります。

#### ②地域支援事業の推進

- 平成26年度の介護保険法の改正にともない、介護予防・日常生活支援総合事業として、要支援に認定された方や生活機能の低下がみられる方が利用できる介護予防・生活支援サービス事業や転ばぬ先のちえ教室の開催、各集会所で行われているサロン運営の支援等、65歳以上の全ての方が利用できる一般介護予防事業を行い、高齢者の介護予防と日常生活の自立を支援します。

#### ③高齢者福祉の充実

- 高齢者になっても住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしていけるよう、各種在宅サービスを充実し、「和木町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、在宅福祉の充実を図ります。

### (3) 地域における支援体制の確立

#### ①在宅介護者に対する支援

- 寝たきり高齢者を介護する家族への家族介護給付等を実施しており、これらの支援を継続します。また、家族介護者の負担を軽減し、その健康を保つため、地域支援事業等と連携しながら家族介護者の支援事業を推進します。

#### ②認知症高齢者やその家族の支援

- 後期高齢者の増加とともに、物忘れや認知症の高齢者が増加することから、認知症に対する支援の方法をまとめた認知症ケアパスに基づき、適切な相談支援を推進します。また、認知症への理解と地域の支援を得るためのサポーター養成などに努めます。

### ③ボランティア活動の推進

- 高齢者の地域生活を支えるうえで、ボランティアの協力は欠かせないものとなっています。活動に携わる方の高齢化も課題となっているため、若い世代の福祉のまちづくりへの参加意欲を引き出す対策を検討するとともに、サロンや老人クラブ等の地域活動の関係者における協議の場を設け、ボランティアの育成に努めます。

### ④生きがい対策の推進

- いつまでも健康で心豊かに過ごせるよう、高齢者と町民のふれあう機会の充実を図るとともに、高齢者の知識・経験と技能を生かすため就労の場の充実を図り、地域に密着した就業の機会を確保するよう努めます。

### ⑤成年後見支援センターの設置

- 判断能力が不十分の方が安心して生活できるよう、成年後見制度の利用促進を図るとともに、制度の相談や広報啓発に努めます。

## 2. 障害者福祉の充実

### めざす方向

障害の有無に関わらず自分らしく暮らすことができるよう、ライフステージを通じて一貫した支援並びに生活全般にわたる包括的な支援を行うとともに、家族への負担軽減や関係団体への活動支援を図ります。

### 主な取組み・主な事業

#### (1) 障害者福祉の充実

##### ①障害者福祉の充実

- 「和木町障害者計画」、「和木町障害福祉計画」、「障害児福祉計画」に基づき、障害福祉サービスの充実に努めます。
- 障害者の自立を促進するため、地域での生活を支援するとともに、就労支援等を推進します。また、自立支援協議会と連携し、相談支援体制の充実に努めます。

##### ②障害者への支援制度の充実

- 国、県の実施する支援制度と町独自の支援制度により、関係機関が連携して障害者への総合的な支援を強化するシステムの構築を図ります。

##### ③障害者の就労の支援

- 地域における障害者の生きがいの拠点として、在宅の障害者で事業所等に雇用されることが困難な方を対象に、ふれあい工房クローバーを活用します。また、一般就労へとつながるよう、職業訓練や就労の相談支援体制の充実を図ります。

##### ④障害者の地域生活の支援

- 障害者の地域での暮らしを推進するため、施設から地域生活への移行を支援するとともに、地域生活支援の充実を図ります。

##### ⑤成年後見支援センターの活用

- 地域包括支援センターと協働し、判断能力が不十分な方が安心して生活できるよう、成年後見制度の利用促進を図るとともに、制度の相談や広報啓発に努めます。

## (2) 障害者と共に暮らす地域社会の育成

### ①障害者福祉団体活動の促進

- 障害者の会員の福祉の増進のため、親睦会や研修会などの活動を促進していますが、新しい会員の確保が課題となっています。今後は、障害者福祉関係団体に関する活動内容の周知・啓発に努めるなど、積極的に情報を発信することで活動の活性化を図ります。

### ②障害者の差別、偏見、虐待の防止

- 障害や障害者への差別、偏見をなくすための広報活動等を推進します。また、虐待防止のための取組みを推進します。

### ③障害者にやさしいまちづくりの推進

- 障害者福祉の充実と社会における障害者の完全参加を実現するため、バリアフリーの理念のもと、公共施設、道路等の生活環境の改善により「障害者にやさしいまちづくり」を推進します。

## 3. 子ども・子育て支援の充実

### めざす方向

「第2期和木町子ども・子育て支援事業計画」の基本理念である「わきは あったか 大家族 ～あいさつと子どもがつながり地域のきずな～」のもと、和木町に暮らす全ての子どもを中心に、子育て家庭と地域がつながり、温かい気持ちで子育てができるまちの実現に努めます。

また、子育て支援に対する需要の増大や多様なニーズに対応するため、感染症対策を実施しながら、こども園の教育・保育の充実を図ります。

### 主な取組み・主な事業

#### (1) 子ども・子育て支援事業計画の推進

##### ①子育て家庭への地域支援の充実

- まちが一体となって子どもたちを見守ることができる子育て支援サービスの周知・啓発に努めるとともに、積極的に各種事業を推進します。特に、教育保育機関、行政、関係機関が連携をとりながら子育て支援ネットワークを充実させるとともに、世代を超えた家族・地域の協力を得られるよう働きかけ、子どもと親（保護者）双方の育ちを支援します。

##### ②子どもの健康に対する支援の推進

- 子どもが健やかに生まれ、こころ豊かに育っていける環境の実現に向けて、安全な妊娠・出産の体制の確保と育児不安の軽減、子どもとその家族の健康を実現するための支援を推進します。また、虐待防止に向けた支援や子どもの発達に対する支援を行うとともに、障害児施策の拡充を図ります。

##### ③子どもの教育環境の充実

- 次代の担い手である地域の子どもたちが豊かな人間性を培い、たくましく生きる力を育み、さらに家庭を築き、子どもを生み育てる喜びを感じていけるように、親と子が共に学び、成長を実感することのできる学習の機会や場の整備を推進します。

#### ④子育てと仕事の両立支援

- 男女ともに子育てをしながら働きやすい地域社会の実現をめざします。特に女性が働きやすい環境を整えるため、多様で弾力的な教育・保育サービスの充実を図ります。また、子育て家庭だけでなく、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援をめざします。
- 男性も子育てに積極的に参加できるよう、子育て家庭に配慮した企業の取組みが促進されるよう、企業への働きかけに取り組むと同時に、父親が子育てに目を向け、家族全体で協力して子どもを生み育てていく意識を高めていくことに努めます。

#### ⑤子どもが安心して過ごせる生活環境の整備の推進

- 子どもや妊産婦、乳幼児のいる家庭等が子育てをしやすく、安全・安心で快適に暮らせる住環境や交通環境の充実を図ります。また、子どもを犯罪や事故等の被害から守るための安全対策の推進、母子保健の充実による母子の健康の確保、小児救急等、子どもが安心して医療機関を利用できる体制の整備に努め、安全・安心なまちづくりを推進します。

#### ⑥相談支援体制の充実

- 子育てに関する相談窓口をネットワーク化し、情報共有を進め、適切な相談場所の周知や対応力を強化し、気軽に相談できる体制づくりに努めます。

## (2) 子育てを支援する地域社会の育成

#### ①家庭や地域の教育力の向上

- 「子どものしつけは家庭で」を基本としながらも、子育てには、家庭・地域・学校・職場の緊密な連携が必要です。子育ての不安解消や家庭教育にかかる相談体制の充実等、家庭教育支援のため、総合的な施策の充実を図ります。

#### ②就学児童の居場所づくり

- 女性の社会進出等にともない、家庭で子どもたちだけになる世帯が増加しており、放課後児童クラブや放課後子ども教室等の子どもの居場所づくりを推進します。

#### ③子育て支援体制の整備

- 地域ぐるみで子どもの成長を見守るため、子育ての仲間づくりや、身近で見守りや相談ができる地域づくりを進めるとともに、子育て支援を行うボランティアなどの育成を図ります。

## 4. 地域福祉の充実

### めざす方向

地域福祉を町民やボランティア、社会福祉関係者、関係機関、行政が協働により実践するとともに、生活困窮者やひきこもりなどの社会的援護を必要とする人に対しても、地域ぐるみの福祉を推進していきます。

### 主な取組み・主な事業

#### (1) 地域福祉の環境づくり

##### ①福祉関係団体の育成強化

- 社会福祉協議会等、地域福祉活動の核となる福祉関係団体、ボランティア団体等と定期的な協議を継続するとともに、その活動内容を町民に周知し理解を深めることで、地域福祉活動を推進します。

#### ②福祉の担い手の育成

- 地域福祉の充実を図るため、地域活動の情報発信を積極的に行うとともに、講習会や研修会等を通じてボランティアの育成に努めます。

#### ③地域福祉施設の効率的な運営

- 各種福祉サービスや、ボランティア活動の拠点となる総合福祉会館や集会所をはじめとする地域拠点施設の利用促進を図ります。また、他の活動拠点の確保に努めます。

#### ④罪を犯した者等の社会復帰への支援

- 罪を犯した者等の中には、地域社会で生活するうえで様々な課題を抱えている者が多く、再犯を防止するため、刑事司法手続の中だけでなく、刑事司法手続を離れた後も社会復帰への支援に努めます。

### (2) 地域での支え合いの仕組みづくり

#### ①福祉意識の高揚

- 共に支え合う住みよい地域社会をつくるため、広報誌やホームページなどによる情報発信をはじめ、家庭、地域、学校、職場等を通じて、福祉意識の高揚に努めます。

#### ②地域ぐるみの福祉の推進

- 新たな人的資源の発掘や公共施設の有効活用、社会福祉団体等のネットワーク化を図ることで、地域ぐるみで福祉を推進する体制づくりに努めます。また、高齢者や障害者、子ども等、地域の世代間交流事業を行い、相互の理解を深めることで相互扶助の関係を築き、福祉の推進を図ります。

## 5. 保健・医療、社会保障の充実

### めざす方向

健康で安らぎと生きがいのある生活を送るためには、平均寿命とあわせて「健康寿命」の延伸をめざす視点が重要となります。健康を支える医療体制を、近隣自治体と連携を図りながら整備を進めるとともに、国民健康保険や国民年金制度等の社会保障制度の安定的な運営にも努めます。

### 主な取り組み・主な事業

#### (1) 健康づくりの推進

##### ①健康づくり意識の啓発

- 「健康わき21計画（第2次）」に基づき、健康寿命の延伸をめざし、「食べよう 遊ぼう いっぱい笑おう」を基本目標として、“町民の主体的な健康づくり”、“家族や地域などの連携による健康づくり”、“町民の健康づくりを支援する環境づくり”の3つを推進理念とします。町民一人ひとりが健康的な生活習慣を実現するため、主体的に取り組めるよう支援する健康マイレージ事業等により、健康意識の啓発に努めます。

##### ②保健・介護サービスの充実

- 健康寿命の延伸を実現するためには、疾病の予防、早期発見・早期治療が必要なため、妊娠・乳幼児期から高齢期までのそれぞれのライフステージに適応した保健・介護サービスの充実に努めます。

- 総合的な相談支援体制を充実させるため、保健、医療、福祉、教育等、関係部門と連携できる体制づくりを推進します。また、様々な機器を活用した健康に関する測定会やウォーキングイベントなどを実施することで健康を支援し、健康を守るための環境を整備します。

### ③マンパワーの強化

- 保健・介護サービス供給体制の充実強化を図るため、事業所従業員、ボランティア、サポートセンターなどとの連携を深め、講習会の開催等により資質の向上・強化を図ります。

### ④「3つのあ」プロジェクト推進事業

- 子どもから高齢者まで幅広い世代の元気づくりを目的に、「①あしゆび体操（足指体操）」、「②あいうべ体操（口腔体操）」、「あるこう運動（ウォーキングの推進）」を普及・推進し、セルフケアの浸透を図ります。

## (2) 健康を支える保険・医療の充実

### ①地域医療体制の充実

- 高齢化の進展や疾病構造の変化、医療の高度化・専門化により、地域医療に対するニーズは高度化、多様化しています。住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、近隣自治体等と連携しながら救急医療体制を整備するとともに、在宅かかりつけ医等との医療連携体制の推進を図ります。

### ②健康意識の啓発

- 病気の予防や早期発見・早期治療を推進するとともに、「和木町自殺対策計画」に基づき、こころの健康を維持するため、保健相談センターを中心に広報・啓発、臨床心理士の面談等を活用しながら、健康意識の向上を図ります。

### ③感染症対策の充実

- 予防接種法に基づき、人から人に伝染する感染症や重症化する恐れのある感染症の発生や蔓延防止のため、予防接種を受けるよう努めなければならないとされている定期予防接種について、保護者等に積極的に働きかけます。また、任意予防接種助成事業を周知し、感染症予防を推進します。新型感染症の予防接種では政府の方針に従い、混乱なく町民が接種できるよう支援します。

- 手洗い・うがいの励行や、咳エチケット等感染予防の基本的行動の実践を呼びかけ、予防意識の啓発に努めます。新型感染症発生時には感染予防の基本的行動に加え、新型コロナウイルス感染症の教訓を活かし、マスク着用、密閉・密集・密接の3つの密を避ける、人と人との身体的距離をとるなどの対策への協力を呼びかけ、公共施設の環境整備等、感染対策に努めます。

- 継続的にマスク、アルコールなどの感染症対策物品を備蓄し、新型感染症発生に備えます。

## (3) 社会保障制度の充実

### ①国保財政の健全化

- 保健事業を通じて健康意識の向上を図るとともに、医療費通知の実施やジェネリック医薬品の推奨等により医療費の増加傾向を抑制することで、賦課保険料の適正な改正と収納率の向上に努めます。

## ②国民年金への加入促進

- 広報誌や啓発用のチラシの配布等、国民年金制度に関する周知・啓発に努めます。また、窓口における保険料の口座振替による納付を促進し、年金事務所と協力しながら未加入被保険者の加入促進を図ります。

# 6. 人権施策の推進

## めざす方向

町民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会を実現するため、人権に関する総合的な取り組みを推進します。また、様々な人権問題に対する正しい理解と認識を深めるための教育・啓発を推進します。

## 主な取り組み・主な事業

### (1) 人権施策の取組

#### ①人権に関する施策の推進

- 人権問題は、複雑・多様化しており、家庭、地域、企業職場、学校等において様々な課題があります。「和木町人権施策推進協議会」を開催し、これらの人権問題に柔軟に対応できる施策を推進します。

#### ②人権教育・人権啓発の推進

- 「じゆう（自由）」、「びょうどう（平等）」、「いのち（生命）」をキーワードとした「山口県人権推進指針」の趣旨に沿った施策を実施します。
- 人権研修会・人権のつどいでは、講師を招き、人と人のふれあいの大切さを再確認し、人権啓発を推進しています。このような人権尊重に関わる啓発・広報活動の展開、人権教育の充実、人権に関する啓発・学習活動の支援を継続し、人権に係わる情報提供や教育の機会を充実します。

#### ③男女共同参画の推進

- 社会のあらゆる分野に男女が参画し、お互いが対等なパートナーとして個性と能力を発揮できる社会の実現を図るため、「和木町男女共同参画推進計画」に基づき、庁内体制の整備、女性団体との連携、夫婦がともに子育てに参加する意識の醸成に努めます。

## [めざす姿]

| 目標指標             | 現状 | 目標  | 基準      |
|------------------|----|-----|---------|
| 高齢者福祉サービスに対する満足度 | -  | 30% | 町民アンケート |
| 障害者福祉サービスに対する満足度 | -  | 35% | 町民アンケート |

# 第7章 安全・安心で快適なまちづくり

## 1. 安全・安心な生活の確保

### めざす方向

町民が安全で安心して生活を送ることができるよう、防災対策等による災害に強いまちづくり、防犯対策や交通安全対策等による安全で快適なまちづくりを進めていきます。

また、振り込め詐欺や架空請求による特殊詐欺等、消費者被害防止に向けた啓発活動を推進し、消費生活の安定に努めます。

### 主な取り組み・主な事業

#### (1) 治山・治水事業の推進

##### ① 治山・急傾斜地崩壊対策事業の推進

- 急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりといった土砂災害を防止するため、危険箇所に対する整備を県と連携しながら促進します。

##### ② 河川改修等の促進

- 近年多発する集中豪雨等による自然災害に備え、一級河川小瀬川及びその支流となる瀬田川、関ヶ浜川について、継続的な維持管理と併せ、河川改修等の防災対策を行うよう国や県に対し強く要望していきます。

#### (2) 地域防災の推進

##### ① 災害予防対策の強化

- 土砂災害対策として、土砂災害が発生するおそれがある区域を「土砂災害警戒区域（イエローゾーン）」（指定：平成23年11月）、著しい危害が生じるおそれがある区域を「土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）」（指定：平成28年2月）とし、ハザードマップ、県土木防災ホームページ等により危険区域とともにその注意すべき事項について周知を図ります。
- 災害はいつ、どこでも起こりうることから、住宅をはじめとする建築物の安全性の確保や町民、自主防災組織等の協力による避難誘導體制の確立、防災カメラ、簡易型水位計による河川の監視、ハザードマップの更新等、災害予防対策の強化や正確で迅速な情報提供に努めます。

##### ② 災害時の応急、救護体制の確立

- 災害時の応急体制を確立するため、避難勧告等の発令・伝達マニュアルを作成し、蜂ヶ峯ヘリフォワードベース、にぎわい創出施設の活用や、関係機関、生活協同組合、企業等との応援協定の締結等、応急、救急体制の整備を行っています。防災行政無線のデジタル化にともない伝達手段の連携を検討し、戸別受信機を導入するとともに、Ｌアラートや防災メールの活用、防災行政無線放送の留守番電話サービス、防災行政無線アプリ等、あらゆる情報伝達手段を活用し、町民に情報を迅速、確実に提供する体制を整えます。
- 海拔が低く、石油コンビナートが立地する沿岸部の町民が、災害時に迅速に避難することのできる蜂ヶ峯防災広場への広域的な避難道の整備を強力に推し進めます。

##### ③ 災害復旧体制の充実

- 災害復旧体制を充実するため、指定避難所を円滑に運営できるよう研修を進めるとともに、県市町が共有する被災者生活再建支援システムを運用し、被災者の迅速な生活再建を支援します。被災箇所については国、県と連携し、早期の復旧、危険箇所の調査等を実施するなど、国、県、関係機関との連携、協力体制の確立を図ります。
- 指定避難所において、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症対策をとる必要がある場合は、「感染症対策下における避難所の開設・運営計画」に基づき、円滑な運営を図ります。

### (3) 消防・救急体制の充実

#### ①防災意識の普及啓発

- 災害時の安全確保は、町民一人ひとりの日頃の備えと心構えにかかっています。町民参加型の実践的な総合防災訓練の実施や広報誌、ケーブルテレビ、防災行政無線等を活用した防災の積極的な広報により、町民への防災に対する適切かつ正確な情報提供や防災意識の普及啓発を実施します。

#### ②地域総合防災体制の充実

- 平成 23 年の東日本大震災や、平成 26 年に本町を襲った 8.6 岩国和木豪雨災害を経験し、災害時、公助には限界があり、地域における自主防災組織の重要性が高まっています。防災士の養成支援等により地域防災力の向上を図り、行政、各種機関、町民のそれぞれが災害発生時に相互協力体制が得られるよう、自主防災組織の活動を積極的に支援します。
- 県の避難体制づくり支援施策と連携し、地域防災の核となるリーダーを育成するため、防災士の資格を取得できる自主防災アドバイザー研修への派遣、また、自主防災組織への物的援助を実施し、地域総合防災体制の充実を図ります。

### (4) 交通安全対策の推進

#### ①交通安全推進体制の強化

- 和木町交通安全対策協議会や和木町通学路交通安全プログラムを中心として、近隣市町や関係団体、企業等と緊密な連絡を保ち、総合的な交通安全推進体制の充実を図ります。

#### ②交通安全意識の高揚

- 春・秋の全国交通安全運動とタイアップしながら啓発、横断歩道ストップキャンペーン等を積極的に開催するとともに、交通安全運動期間に限らず、あらゆる機会を通じて広報、街宣活動等を推進することによって、町民の交通安全意識の高揚を図ります。

#### ③交通安全施設の整備充実

- 事故等が予想される箇所については、LED防犯灯やカーブミラーなどの設置を進め、それら施設の点検整備を十分に行うなど、交通安全施設や、子どもや高齢者等に配慮した歩道の整備充実に努めます。
- 平成 25 年度から通学路や生活道路へ車の速度を規制する「ゾーン 30」区域を設定し、区間の路面標示、交差点のカラー化を実施して人優先の歩行空間整備を進めており、その周知を図るとともに、県に対する交通安全改善要望による施設整備が実現するよう働きかけを行います。
- 歩道の整備、段差等の解消に努め、子ども、高齢者、障害者等、交通弱者の立場に立った、人にやさしい道づくりを推進します。

#### ④交通安全教育の推進

- 一人ひとりの交通安全意識を高揚させるため、家庭、学校、地域、職場等において、関係機関の連携のもと、交通安全運動を展開しています。高齢者の関わる事故等も増加していることから、今後は従来の実施場所のほか、交通安全対策関係部局と連携しながら、和木大学等を活用し、生涯学習としての交通安全教育の実施に努め、平成16年からの「死亡事故0」の記録をさらに継続します。

## (5) 防犯対策の推進

### ①地域に密着した防犯活動の推進

- 子どもたちの見守り活動を推進する「わきスクールガード」の継続や、町民が安心して生活できる地域社会をめざす「和木町防犯パトロール協議会」等の支援により、様々な活動を展開しています。
- 青少年の健全育成体制の整備や不法駐車取締り等、地域に密着した防犯活動の推進に努めるとともに、保護者、地域の方々、学校、警察等と協力体制を密にし、総合的な対策を推進します。

### ②防犯意識の高揚

- 全国的に高齢者を狙った詐欺や消費者被害が多発しています。こうした犯罪や事故などのトラブルを未然に防ぐため、地域活動や広報活動等の強化によって、町民一人ひとりの防犯意識の高揚を図ります。
- 町内や近隣市町で犯罪被害が発生した場合、緊急を要する事案が発生した場合は、あらゆる手段を用いて、迅速に広報・啓発活動を実施し、犯罪被害の未然防止に努めます。

### ③防犯施設等の整備

- 犯罪や事故の危険率が高い地域・場所については、自治会と協力し、街灯（防犯灯）や注意看板等を設置するなど、防犯施設等の整備に努めます。
- 犯罪の抑止に効果がある防犯カメラの増設を検討するとともに、「防犯カメラ設置で安全・安心なまち」を周知します。

## (6) 消費者対策の推進

### ①安全と利益の確保

- 消費生活相談員による相談受付や県消費者生活センター、関係機関、近隣自治体との連携のもと、消費者の安全と利益の確保を図ります。

### ②消費者啓発の推進

- 消費者被害の防止に向け、広報誌やホームページによる情報発信・啓発活動を推進します。

## 2. 生活環境の整備

### めざす方向

快適な生活環境の整備に向け、老朽化した公営住宅の建替えや、公園施設の計画的な更新を進めていきます。また、上下水道においては公営企業会計を適用し、予防保全的な維持管理と将来を見据えた更新事業を推進していきます。

### 主な取り組み・主な事業

## (1) 宅地・住宅の整備の促進

### ①公営住宅の建替え推進

- 長寿命化計画を見直し、適正な管理戸数を踏まえたうえで、町民ニーズにあった計画的な公営住宅の建替え事業を推進します。

### ②良質な民間住宅の建設促進

- 新築住宅に対する「住宅建設資金利子補給制度」や「住宅建設奨励金制度」を引き続き実施するなど、人口定住対策を推進することにより、良質な民間住宅の建設を促進します。
- 民間住宅耐震化補助制度の積極的なPRを行い、民間住宅の耐震化を促進します。

## (2) 上・下水道の整備

### ①公営企業会計の適用

- 上・下水道事業における安定的な経営をめざし、公営企業会計の適用を進めていきます。

### ②安定的な水源の確保

- 安定的な水源を確保するため、岩国市と連携し水需要に対応します。また、老朽化が進む簡易水道施設の適正な維持・管理計画を策定し、将来を見据えた事業を計画的に進めていきます。

### ③下水道の維持管理体制の整備充実

- 施設が全体的に改築更新の時期を迎えています。また、近年の降雨量の増大から排水処理能力の向上が求められています。効率的で持続可能な下水道事業を推進するため、新たな事業管理計画や維持修繕基準を策定し、社会資本整備総合交付金事業による事業実施を柱として改築・更新事業を推進します。

## (3) 公園・緑地の整備

### ①蜂ヶ峯総合公園の適正管理

- 町民の憩いの場、レクリエーションの場、交流の場として活用されている蜂ヶ峯総合公園は、開園から約30年が経過し、施設の老朽化や陳腐化等、様々な問題を抱えています。今後は、外国人を含めた来園者の一層の利用促進を図るため、リニューアル計画に基づいた施設更新を進め、民間活力を導入した持続可能な公園経営に取り組んでいきます。

### ②身近な広場の整備

- 高齢者や幼児をはじめ町民が気軽に憩える場を確保するため、児童公園等、身近な広場の整備に努めます。

### ③維持管理体制の充実

- 公園・緑地を快適に利用できるよう老朽化した施設の改修や、緑地の維持保全を計画的に推進します。

### ④環境緑化の推進

- 街路樹や公共施設内の植樹の整備、まちぐるみの緑化推進運動等、町全域における環境緑化を推進していきます。また、市街地の整備計画に際しては、工業区域との緩衝緑地帯の設置を検討します。

## (4) 小瀬川河川敷の活用

### ①うるおいある水辺環境の創造

- 小瀬川護岸を「健康増進エリア」と位置付け、河川管理通路（遊歩道）をウォーキングなどの健康づくりの場や憩いの場として活用していきます。

### 3. 環境衛生対策の推進

#### めざす方向

地域においてごみの減量化対策、環境保全対策、環境美化対策等、総合的な環境衛生対策を進めるとともに、CO<sub>2</sub>（二酸化炭素）排出削減による地球温暖化対策事業の充実、リサイクルの取組み等による循環型社会の構築をめざし、町民と行政が一体となって推進します。

#### 主な取組み・主な事業

##### (1) ごみ処理の適正化と環境・美化対策の推進

###### ①ごみの分別の適正化と減量化対策の推進

- 町と自治会、町民が協力し、ごみの排出抑制や分別、ごみステーションの秩序ある環境整備を実施していますが、今後もさらなる啓発と相互協力が必要です。令和元年度より岩国市の新ごみ焼却施設「サンライズクリーンセンター」への搬入が始まり、分別内容の改正とごみ減量化のあり方の見直しを行い、町民の理解と協力を得られるよう、取組みを推進します。

###### ②ごみ処理体制の充実

- 一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみの収集サービスの向上やコストの削減、適正処理体制の充実等を図るため、地域や関係機関との連携の充実・強化を推進します。

###### ③リサイクルの推進

- 限りある資源を守り、有効活用するため、リサイクルに関する啓発やリサイクルを推進する活動を支援しています。リサイクルの一層の推進を図るため体制を整備し、循環型社会の形成を推進します。

###### ④施設の整備充実と広域連携

- 現在、焼却ごみとプラスチックごみは、岩国地域で連携して広域的な処理を行っています。焼却ごみの処理については、令和元年度より、岩国市ごみ焼却施設「サンライズクリーンセンター」を利用し、コストの削減と適正処理を推進します。町クリーンセンター内のリサイクル設備と最終処分場についても、適正管理と施設の充実を推進します。

###### ⑤環境美化意識の普及啓発

- より美しい町にしていくため、広報や看板により、ポイ捨てやペットの糞の持ち帰りについて啓発を行っています。今後も様々な方法で広報、啓発を積極的に実施し、環境美化意識の向上に努めます。

###### ⑥環境美化活動の推進

- 町民の環境美化意識を向上させるとともに、美しい町並みを保つため、町内一斉清掃等の環境美化活動を推進します。また、自主的な環境美化団体の活動を支援します。

###### ⑦快適環境まちづくりの推進

- 和木町快適環境まちづくり町民会議で、町民、事業者、行政等がお互いの考え方を認識し、尊重しながら責任と役割を担う健全なパートナーシップを実現することによって、地球環境を保全しつつ、持続可能なまちづくりを推進します。

## (2) 斎場・霊園の充実

### ①維持管理体制の強化

- 常に美しい斎場・霊園とするため、周辺環境を含めた維持管理体制の充実を図ります。また、施設を正常に長く使用するため、定期的な点検等を実施します。

### ②施設の整備充実

- 町民ニーズに対応した斎場・霊園とするため、火葬炉設備の改修や墓地造成工事等を実施してきました。今後、施設の維持や拡大するニーズに対応するため、施設の整備充実を検討します。

## (3) 環境保全対策の推進

### ①監視体制の充実

- 大気汚染、水質汚濁、悪臭、騒音等の環境保全対策については、地域、企業、県等との連携によって一層改善されていくよう、監視指導体制の充実を図ります。

### ②地球温暖化対策の推進

- 再生可能エネルギーの導入や支援を推進するとともに、省エネルギー対策に関する活動を支援することで、地球温暖化対策を推進します。

## 4. 交通・通信インフラの整備の推進

### めざす方向

国道・県道等広域生活幹線道路や生活道路の整備を促進し、道路網の一層の充実を図ります。

町内の移動を円滑にすることに加え、町外への移動の利便性を高めるため、JR和木駅を中核とした公共交通アクセスの充実を図ります。

### 主な取り組み・主な事業

#### (1) 道路網の整備

##### ①国道整備の促進

- 一般国道2号の交通渋滞の解消や大規模災害時における避難経路の確保、さらには、岩国医療センターへの搬送や岩国錦帯橋空港へのアクセスなど、地方創生を実現するために不可欠な、岩国・大竹道路の早期完成を国、県に対し、要望します。

##### ②県道整備の促進

- 県に対し、「関関バイパスから両国橋まで」及び「中市堰からカケ地区まで」の道路拡幅整備を要望します。また、蜂ヶ峯総合公園へのアクセス向上と大規模災害時の避難道としての役割を備える県道蜂ヶ峯公園線の早期完成を要望します。

##### ③都市計画道路の必要性の検証

- 計画決定以降整備が進まない都市計画道路については、山口県都市計画基本方針に沿って、その必要性を検証します。また、見直しにあたっては、町民への情報提供に配慮し、町民の理解と合意形成に努めます。

##### ④道路構造物の整備

- 橋梁等の道路構造物の点検を計画的に行い、適正な維持管理及び更新整備を推進します。

## (2) 公共交通の充実

### ① J R和木駅の活用促進

- 町民の日常生活や通勤・通学における利便性の向上を図るため、J R和木駅の利用を促進します。
- 駅設備の維持管理など関係機関等と連携しながら、誰もが快適に利用できる駅となるよう努めます。

### ② バス路線の拡充促進

- J R和木駅を中核とした交通アクセスを向上させるため、必要に応じてバス検討委員会を開催し、和木町コミュニティバス（あいあいバス）のルートや時刻表等の改正を行います。

### ③ 港湾整備の促進

- 国、県と協力し、山口県東部地域の拠点である岩国港の船舶の大型化対応及び老朽化施設等の整備改良の促進を図ります。

## (3) 情報通信網の充実

### ① 地域情報化の推進

- 公共施設に Wi-Fi を整備し、来町者の利便性を高めるなど情報化を推進するとともに、災害時の情報取得・連絡手段の冗長化を行うなどの活用の拡大を図ります。
- 情報格差を解消するため、I C Tに対する町民の知識の向上を支援するほか、多様な情報発信手段を活用し、地域情報化とそのための必要な対策を推進します。

### [めざす姿]

| 目標指標          | 現状   | 目標・目標値 | 基準                     |
|---------------|------|--------|------------------------|
| 防災・防犯カメラの設置台数 | 27 台 | 10 台増設 | 和木町まち・ひち・しごと<br>創生総合戦略 |
| 家庭用防犯カメラの補助件数 | 36 件 | 年 7 件  | 現状：平成 28 年度から 31 年度    |
| 犯罪件数(刑法犯認知状況) | 50 件 | 減少     | 岩国警察署                  |
| 交通死亡事故件数      | 0 件  | 0 件    | 岩国警察署                  |

# 第 8 章 教育・文化のまちづくり

## 1. 生涯学習の推進

### めざす方向

コンパクトな町域を 1 つの学び舎と捉え、青少年の体験学習や自立に向けた学習、家庭教育に関する学習、高齢者社会参画や生きがいづくりなど、それぞれのライフステージに応じた多様な学習機会の確保と、その成果を生かすことができるまちづくりをめざす取組みを「和木学園」構想と位置付け、その推進を図ります。

## 主な取組み・主な事業

### (1) 学習基盤の整備

#### ①推進体制の整備

- 生涯学習関連施策を積極的に推進するため、その時々社会・地域状況に応じた生涯学習を推進します。
- 庁内各部署や関係団体と連携して、まちづくりを含めた総合的な施策の充実を図ります。
- 各種検定（英語検定・漢字検定・数学検定・TOEIC）の受検料を助成することで、町民の自発的な学習意欲の向上を図ります。

#### ②学校教育機能の活用

- 体系的・専門的学習機会を拡充するため、学校教育機関の物的・人的教育資源の利用を促進し、町民と学校との交流を深めるなど、学校教育機能の活用に努めます。
- コミュニティ・スクール、地域協育ネット等を引き続き進めていくことで、より地域と学校の交流を推進します。

#### ③指導者の確保と養成

- 生涯学習を円滑に進めるため、豊富な知識、経験、技能、指導力を有する優れた人材を確保・養成するとともに、町内、町外の幅広い人材を指導者として招へいし、多様な指導者を確保・養成します。

### (2) 学習環境の整備

#### ①学校施設開放事業と多様な施設利用の推進

- 各種公共施設を生涯学習拠点とするため、総合コミュニティセンター、体育センター、文化会館、美術館等のイベントを各種媒体でPRし、利用を促進します。
- 小・中学校の学校施設開放事業を推進し、感染症対策を行いながら、バリアフリー化や危険個所の解消等に努め、児童・生徒、高齢者、障害者へ配慮した教育・文化・スポーツなどの生涯学習施設として活用します。
- 公民館瀬田分館、公民館関ヶ浜分館については、地域の拠点施設として一層利用をされるよう、運用方法の検討を行います。

#### ②学習情報提供システムの確立

- 学習・相談活動、学習団体、指導者等の情報を総合的に提供するため、それらのデータベース化やデータバンク化を図っています。今後は指導者等も含めた学習システムの確立に努めます。

#### ③自主的な活動団体の育成

- 町民の自主的な学習活動を支援し、既存グループ・サークルの活性化を支援するとともに、各種自主グループ・サークルの新規立ち上げ及び活動を支援します。今後は、必要に応じて町民や各種団体、関係機関への情報提供を行い、各グループの活性化や町が主催する講座の内容の充実、学校教育活動の充実を図ります。

### (3) 学習活動の促進

#### ①まちづくり活動の促進

- 地域の人々が主体となったコミュニティづくりをめざし、各種団体の自主的活動を助長するとともに、団体間の連携、交流の促進に対する支援を検討するなど、活性化の促進に努めます。

#### ②ボランティア活動の促進

- 各種団体が自主的、自発的に各種ボランティアを実施しているほか、学校と地域相互の活動も始めており、これらの活動を積極的に促進します。
- 新たなボランティアの参加を促進するため、幅広く参加してもらえるような募集案内、ボランティア活動の内容等を検討し、活動の促進に努めます。

#### ③環境保全活動の推進

- 貴重な自然を保全し、緑あふれる快適な生活環境を確保するため、花いっぱい運動をはじめとして、各種団体により環境美化、環境保全活動が実施されています。今後とも、環境教育、自然保護教育等、関係機関との連携を図りながら、環境保全活動を推進します。

#### ④国際交流の推進

- 中学生、高校生を対象として、海外でのホームステイ事業及び語学研修を実施しています。それぞれの実施方法について、引き続き調査研究を行いながら事業の継続に努めます。
- 諸外国の文化・歴史に関する学習機会の充実に努めるとともに、経済、文化、スポーツなどを通じて、外国人との友好的な異文化交流を推進します。

## 2. 芸術・文化の振興

### めざす方向

身近に芸術・文化に触れることができ、また、町民自身が作品・表現を発表できる場を設けるとともに、長い間培われてきた歴史・芸術・文化の継承を促進します。

### 主な取組み・主な事業

#### (1) 芸術・文化活動の促進

##### ①地域文化活動の促進

- 個性と魅力ある文化を創造し、町民が文化や芸術にふれあい、親しむ環境づくりを進め、暮らしの中に文化や芸術を定着させていくことが必要です。このため、文化協会や和木学園等と連携し、文化会館や美術館等を活用しながら優れた文化や芸術にふれあう機会や身近な文化活動の充実に努めるとともに、町民の文化意識を高め、地域の文化を担う人材や団体の育成、文化交流を進めます。

##### ②活動拠点の維持・整備

- 美術館や文化会館は経年劣化により、機器の故障や危険な個所が見受けられるため、必要に応じて工事を行い、利用者にとって安全・安心な施設を提供していきます。そのうえで、各種媒体で積極的にイベントや活動団体を宣伝し、町民がより文化や芸術にふれあえる機会を提供するとともに、町民自らの学習発表や、町外で活動されている優れた団体や個人の発表の場を提供することにより、地域文化活動の活性化を図ります。
- 学習機会の拡充、伝統芸能の継承、趣味・教養講座の充実等により、日常生活の中で、文化活動に親しめる機運を醸成することにより、地域文化のさらなる向上に努めます。

## (2) 文化の維持・継承

### ①文化財の保護・活用

- 地域の歴史についての関心を深めるとともに、来場者により喜んでいただけるよう、歴史資料館の運営方法を検討します。
- 町内の文化財や歴史資産の保存に努めるとともに、公開展示等の推進や文化財愛護精神の啓発を行います。また、これらの資産をウォーキングコースの設定や学習機会の提供等に積極的に活用し、町民の生活に生かす取組みを進めます。

### ②伝統文化の継承

- 地域の伝統行事や祭事等の継承に向け、後継者の育成や地域の活動等を支援します。また、映像記録などの作成、保存等、伝承保存のための資料作成に努めます。

## 3. スポーツの振興

### めざす方向

総合型地域スポーツクラブの普及に向けた支援やスポーツイベントの開催等、幅広い施策を展開していきます。

スポーツに親しみを持てる環境の整備や町内のスポーツ人口増加、高齢者の健康寿命増進と子どもの体力・運動技術の向上を主眼に運営していきます。

### 主な取組み・主な事業

## (1) 運動環境の整備

### ①スポーツ施設の維持・整備

- 体育センターや町民庭球場は、経年劣化による老朽化が進んでおり、修繕・改修工事を優先順位や財政状況をもとに適宜行い、利用者に安全・安心な施設の維持管理に努め、併せて学校の体育館やグラウンドを開放するなど、町民がスポーツに親しみやすい環境づくりに努めます。

### ②小瀬川周辺の活用

- 小瀬川周辺ウォーキングの一層の充実を図るなど、大竹市と連携しながら「健康増進エリア」として整備します。

## (2) スポーツ活動の促進

### ①生涯スポーツの振興

- 国のスポーツ基本計画においては、「成人の週1回以上のスポーツ実施率が2/3（65%程度）」、「成人の週3回以上のスポーツ実施率が3人に1人程度（30%程度）」となることを目標としています。
- 町内のスポーツ人口増加のため、後述の総合型地域スポーツクラブやスポーツ推進委員、和木学園等と連携して、誰でも気軽に楽しくスポーツに取り組めるようなスポーツイベントや体験教室等を開催し、一人でも多くの町民が生涯にわたってスポーツとの関わりを持てるよう環境の整備・充実に努めます。

### ②健康の促進

- 町民がスポーツに親しむ機会や定期的にスポーツのできる環境の提供を目的とし、平成 26 年度に和木町総合型地域スポーツクラブが設立されました。引き続き総合型地域スポーツクラブと連携し、健康寿命増進や体力向上の促進を図ります。
- 定期的に硬式テニスや剣道等のスポーツ教室を開催しています。また、秋にはわきスポーツフェスタを開催しバドミントンやウォーキングなど体験教室を行い、さらには地域交流安全スポーツ大会による各自治会交流のスポーツ大会を行うなど、スポーツを始めるきっかけづくりを行い、健康で明るい生活を送ることができるよう努めます。

## 4. 学校教育の充実

### めざす方向

学校教育への地域の参画促進や保護者の意識の高揚を図りつつ、子どもの心の教育や人権教育、情報教育、青少年の健全育成等において特色ある学校教育をめざします。

### 主な取り組み・主な事業

#### (1) 幼児教育と保育の一体化の推進

##### ①認定こども園開設による教育と保育の一体化

- 平成 27 年 4 月に「子ども・子育て支援法」が施行され、教育と保育を一体的に行う「認定こども園」の普及が図られるようになったことにともない、平成 31 年 4 月には、和木保育所、和木幼稚園を一つとした幼保連携型認定こども園「和木こども園」を開設しました。総合的な子育て支援拠点として、施設における教育・保育の充実のため保育教諭等の人材確保や園運営協議会の運営等を通じ、保護者のニーズに合わせたサービスの提供に努めます。

##### ②豊かなふれあい教育活動の推進

- 遊びを通して、人や物を思いやるやさしさや温かい心を育むとともに、思い切り体を動かすことにより心身ともにたくましい幼児の育成に努めます。園庭や遊具の工夫等により、子どもたちがより創造性に富んだ遊びなどができる環境づくりを検討します。

##### ③家庭・地域との連携による教育の推進

- 幼児一人ひとりが集団生活を通して、豊かな心や感性を育む情操教育を推進するとともに、家庭・地域と連携を取りながら、就学前幼児教育を推進します。

#### (2) 小・中学校教育の充実

##### ①コミュニティ・スクールの推進

- 学校・家庭・地域が一体となって、地域の子どもたちを育む学校づくりを進めるため、学校運営協議会を設置しています。学校だけでなく、周辺の地域が学校を支援し、地域が一体となって子どもの育成や学校での子どもの安全確保が図られる環境をつくるため、地域と学校との関わりを強化していきます。

##### ②特色ある学校づくりの推進

- 学校内に設置したコミュニティルームを活かすなど、学校と地域の活動を繋げ、学校機能の地域への開放をめざします。
- 学校運営協議会委員の積極的な活用により、開放的で特色のある学校づくりを推進します。

### ③園・小・中の連携による教育の推進

- まちが一体となった教育を推進するため、こども園・小学校・中学校間の連携、中学校と近隣の高等学校間の連携・交流を強化します。

### ④一人ひとりの特徴・可能性を活かす学習指導の推進

- 問題解決的な学習を取り入れることにより、授業改善を行い、学力向上に繋げるように努めます。
- 一人ひとりの良さを十分発揮し合い、自主的で創造的な活動に取り組むなど、可能性を生かす学習指導を推進します。
- 国のGIGAスクール構想事業により整備した1人1台端末を活用し、多様な子どもたち一人ひとりに最適化されたICT学習環境を整え、これまでの教育実践と組み合わせることで資質・能力が一層確実に育成できる教育環境の実現に努めます。

### ⑤教師の日の推進

- 平成2年度に「教師の日」を制定しました。町民が教師を尊敬し感謝するとともに、教師が和木町教育に全力をあげて献身できるよう激励し、また、よく学ぼうとする子どもたちやその保護者を讃える日として引き続き推進します。

## (3) 健全な青少年の育成支援

### ①家庭教育支援の充実

- 和木町母子保健推進協議会及び保健相談センターを主体として、子育てに関わるボランティア団体によって運営される「すくすくフェスタ」や、小学校の1日入学に合わせて「就学时子育て支援講座」を開催しており、引き続き乳幼児の家庭教育に取り組みます。

### ②児童虐待の防止

- 令和元年度に、和木町版ネウボラ「子育て世代包括支援センター」を保健相談センターに設置したことにより、母子保健事業と連携して各家庭の悩みや不安を解消できるよう、妊娠期から子育て期の切れ目のない支援を行います。また、凄惨な児童虐待を未然に防ぐため、子ども家庭総合支援拠点を整備し、和木町要保護児童対策地域協議会の調整機能を活用して、各部署、関係団体等との役割分担と連携を図りつつ、必要に応じて協働して虐待リスクの低減を図ります。

### ③青少年の健全育成

- 和木町青少年問題協議会、和木町生徒指導推進協議会等との連携のもと、青少年の課題について関係者間で情報共有し、対策を協議していますが、インターネットや各種情報機器の普及により、目に見えない社会での問題も増加しています。学校、地域相互に顔の見える関係の構築に向け、児童及び生徒の地域活動への参加を推進することなどにより、町全体で青少年の健全育成に取り組んでいきます。
- 青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため、必要な支援及び情報提供を行うとともに、学校や家庭との連携を深めていきます。

### ④教育環境の整備充実

- 学校教育水準の維持・向上を図るため、建替えにより耐震化の完了した小中学校、新設のこども園における学習活動にふさわしい環境の確保、町域の中核に位置する文教地区の整備に努めます。また、教育活動を円滑に行うための人的・物的条件の整備についても検討します。

### ⑤心の教育の推進

- 園・小・中が連携したあいさつ運動などを通じて、心身の調和のとれた豊かな心の育成を図るとともに、町民の理解と連携のもと人とふれあう機会を増やし、豊かな心の教育を推進します。

#### ⑥いじめの防止

- 和木町いじめ防止基本方針に基づき、「いじめは絶対に許さない」という強い信念をもち、未然防止・早期発見に全力を注ぐ体制構築に努めます。
- いじめ・問題行動・不登校など、子どもたち一人ひとりの悩みや不安などを受け止め、支援するために、生徒指導や相談支援体制を整えるとともに、保護者や児童生徒、教職員からの相談を受け付ける体制の充実を図ります。

#### ⑦情報教育の推進

- 情報化の進展に適切に対応していくため、ＩＣＴ環境を整え、情報教育に取り組んでいます。ＩＣＴ教育先進地として、プログラミング教育やインターネットの健全活用に向けた教育等、環境を生かした指導内容の研修を進め、情報社会に対応できる人材の育成を図ります。

### (4) 教職員の資質の向上

#### ①教職員研修の充実

- 時代や地域社会に対応しうる柔軟性のある教職員を養成するため、大学教授を招へいし、年間６回のこども園・小学校・中学校合同研修会を開催するなど、資質の向上をめざした適切な研修を実施します。

#### ②園・小・中連携による研修の充実

- 各学校の課題を踏まえ、合同研修会や交換授業の実施等により、園・小・中の連携のもと、和木町の子どもを育てるというスタンスの職員研修の充実に努めます。
- コミュニティ・スクールの導入により、地域と協力して学校運営を進めるため、教職員と地域が連携した教育の推進を図ります。

#### [めざす姿]

| 目標指標             | 現状    | 目標・目標値 | 基準      |
|------------------|-------|--------|---------|
| まち全体の「教育・文化」の満足度 | －     | 50%    | 町民アンケート |
| 自主的な活動団体の新規立ち上げ  | －     | 10 団体  |         |
| 学校支援ボランティア数      | 323 人 | 400 人  |         |
| 英語検定受検率(中学生延べ人数) | 30.9% | 50%    |         |

## 第 9 章 計画の実現に向けた取組みの推進

### 1. 広報・広聴活動の充実

#### めざす方向

まちづくりへの町民参加を積極的に推進するとともに、広報・広聴活動を充実させることにより、行政と町民が共に創るまちづくりを積極的に展開します。

### 主な取り組み・主な事業

#### (1) 町民参加の意識啓発

- 町民主体のまちづくりを推進するため、各種団体や町民からの声を聞き、行政に反映していくため、町民参加の意識啓発に努めます。

#### (2) 町民本位の役場づくり

- 町民が気軽に立ち寄れ、町民から信頼される役場を実現するため、迅速な事務処理、親切であたたかい対応など、行政サービスの向上に努めます。

#### (3) 広報活動の充実

- 親しみやすく内容の充実した広報誌づくりを進めるとともに、ケーブルテレビやインターネット、ホームページ、フェイスブックなどを活用した行政情報や地域情報の提供に努めます。また、ふるさと納税の充実、和木町パンフレットの発行、SNSの活用など町外に向けての広報の推進を図ります。

#### (4) 広聴機能の強化

- 町政やまちづくりに対する提言・要望を的確に把握し、行政施策に反映させるため、行政懇談会、意見交換会、各種相談会、提言箱の設置等、町民との対話の機会を充実するとともに、町民と行政の双方向からの意見交換ができる仕組みづくりに努めます。

## 2. 安定した行財政運営の推進

### めざす方向

中・長期的、総合的な施策を展開するにあたっては、町民の十分な理解と協力を得るとともに、事務の効率化や職員の政策立案能力の向上等、効果的・効率的な行政の推進に努めます。

さらに、各種事業の見直しやさらなる財政の健全化を進めていくとともに、中・長期的な計画に基づく財政運営を進めていきます。

### 主な取り組み・主な事業

#### (1) 計画的・自立的行政の推進

##### ①中・長期的、総合的な施策展開

- 多様化・複雑化する行政ニーズに適切に対応するため、時代の流れや町民の意向を的確に捉えるとともに、中・長期的、総合的な視点に立って計画的な施策展開を図ります。

##### ②効率的行政組織の確立

- 町民サービスのマニュアル化を推進し、作業の効率化と町民への安定したサービスの提供に努めます。また、IoTやAI、RPAなどの新たな技術の導入、活用を検討します。
- 7市町で構成するやまぐち自治体クラウドの構築により、業務効率化に伴う町民サービスの向上やコスト削減、災害対策やセキュリティ対策の強化を図ります。

### ③職員の資質向上

- 地方創生により地域の特色を生かしたまちづくりが求められる中、自立的な行政運営を推進するため、職員の資質向上に努める必要があります。このため、町独自の研修及び国、県等が実施する研修会への積極的な参加や、職員一人ひとりの自己研鑽意識の向上を図り、問題提案・解決力やコミュニケーション力、政策形成・立案能力、法制執務等の専門知識について、高度な能力を有する人材の育成に努めます。

## (2) 効果的・効率的な財政運営の確立

### ①計画的な財政運営

- 本計画の施策方針を踏まえ、中・長期的な財政計画を策定するとともに、毎年、そのローリングを行い、計画的な財政運営に努めます。
- 近年、公共施設等の老朽化にともない、突発的な改修費用等が発生する事例があることや、災害時の対応などへの支出を確保することもあることから、公共施設等総合管理計画や個別施設計画に基づく計画的な対応を図るとともに、優先順位を考慮した財政運営を図ります。

### ②計画的な事業執行

- 大規模事業については、財源の確保を行ったうえで、事業実施期間の重複を避け、計画的な事業の執行を図ります。

### ③財政基盤の充実

- 産業振興や人口定住策を推進することにより、自主財源の充実に努めるとともに、財源の有効活用や各種の交付金、補助金等の計画的な導入等によって、財政基盤の充実に努めます。

## 3. 広域行政の推進

### めざす方向

近隣市町や広島広域都市圏協議会と連携し、広域連携のさらなる推進を図ります。

### 主な取組み・主な事業

#### (1) 岩国市や大竹市との連携の強化

- 広域的な行政ニーズに対応するため、岩国市や大竹市の実施する事業との調整を図るとともに、新たな事業やイベントなどについて、広域的な連携のもと参加・協力を努めます。

#### (2) 広域連携事業の推進

- 平成31年度に供用が開始された岩国市焼却施設「サンライズクリーンセンター」の共同事業の推進等、新たな事業等の広域連携を進め、町民サービスの向上に向けた共同事業を推進します。
- その他の共同事業等についても、広域共同事業の推進に努めます。

## 4. 計画の推進と評価・点検

本計画の推進にあたっては、成果を重視した進行管理を行うため、行政評価システムを導入することにより、施策や事業を成果の観点から評価・検証し、継続的な見直しや改善に取り組みます。

また、循環型のマネジメントサイクル（PDCAサイクル）を確立し、行政経営の質の向上、効率的・持続的な循環をめざします。

◆行政マネジメントサイクルのイメージ

